

第394回常任会議員会議議事録

1. 日時

平成25年6月28日 13時30分

2. 場所

佐賀市「グランデはがくれ」

3. 議案

- (1) 農地法第4条の規定による諮問について
- (2) 農地法第5条の規定による諮問について

4. 出席者

○ 常任会議員

坂井 邦夫	田中 久男	前間 源吾	貝原 敏正	中川 恵次
古舘 義純	佐佐木幸夫	江頭 義太	田中 育夫	野口 好啓
才田 安俊	今泉 博	岡口 重文	船津 和正	(計14人)

○ 県農山漁村課

高島 係長	坂口 主査	山口 副主査	吉牟田 主事
-------	-------	--------	--------

○ 佐賀市農業委員会

古賀 係長	鶴 主事
-------	------

○ 事務局

實松 局長	北川 次長	椀島 主事
-------	-------	-------

5. 議長

船津 和正

6. 議事録署名者

佐佐木幸夫 江頭 義太

議 事 内 容

事 務 局 長

皆様、午前の現地調査はお疲れ様でした。
6月より前事務局長の後任を務めています、實松と申します。
以後よろしくお願ひします。
本日の進行を担当します。
第394回常任議員会議を開会するにあたり、船津会長より
ご挨拶をお願いいたします。

会 長

第394回常任議員会議の開催に当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。
今年は空梅雨を思わせる天候が続いていますが、県内でも無事田植えを終えた所が見られ、これから田が緑に色付くことを心待ちにしています。
さて、先日、第2次安倍内閣における経済政策・アベノミクスの基本方針である三本の矢が出揃い、経済成長を左右するであろうTPPの参加について注視するだけでなく、今後展開される日本型直接支払い制度や農地中間管理機構などの農業関連施策の動向についても、注視しながら、農業団体等と連携をとり、適切に対応していく必要があると考えております。
また、直接支払い制度に係ってくると思われる農地基本台帳の整備や遊休農地の調査・指導など、大切な農業委員会系統組織の日常業務についても、着実に実行いただきますようお願いいたします。
ところで、本日の常任議員会議では、農地転用の諮問案件については農地法第4条23件、第5条57件。うち2,000㎡以上が9件となっております。
どうか、慎重にご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

事 務 局 長

ありがとうございました。
それでは、常任議員会議に入りたいと思います。
本日の「第394回常任議員会議」につきましては、常任議員の総数18名に対し14名の出席をいただいておりますので、過半数に達していますので、本会議は成立していることを報告いたします。
また、農業会議会則第41条の2の第3項の規程に基づき、議長を船津会長にお願いいたします

議

長

それでは、只今から議事に入ります。
本日の議事録署名者として、〇〇会議員と〇〇会議員にお願いいたします。
続きまして、農地法の規定による諮問に入ります。
農地法第4条の規定による諮問及び第5条の規定による諮問について、一括上程します。
諮問の内容について、県農山漁村課農地調整担当及び佐賀市農業委員会から、説明をお願いします。

県農山漁村課

(6月分の農地法諮問調書集計表により、転用用途別件数面積及び転用田畑別面積について内容説明。)
佐賀県の諮問調書の説明に移ります。農地法第4条関係は22件のうち、2,000㎡以上は今回ありません。第5条関係は48件のうち、2,000㎡以上は8件。合計で70件の諮問をお願いしています。
2,000㎡以上の案件を説明します。
農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難であることから、許可し得ると判断されます。
農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難であることから、許可し得ると判断されます。
農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画で農用地等として利用すべき土地として定めた農用地区域内の農地であり、農用地利用計画において指定された用途に供するために行われ、用途区分の変更のみとなることから、許可し得ると判断されます。
農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難であることから、許可し得ると判断されます。
農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は都市計画法第8条第1項第1号

に定められる用途区域であり、第2種低層住居専用地域に位置づけられていることから第3種農地と判断され、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は〇〇駅周囲おおむね500mの区域の面積に占める宅地面積の割合が40%を超え、その割合が40%となるまで円の半径を延長した長さ、又は1kmのいずれか短い距離の範囲にある農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難である場合は許可し得るとのことですので、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は土地改良事業の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、拡張部分面積が既存施設面積の2分の1未満であることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難であることから、許可し得ると判断されます。

2,000㎡未満の申請も併せて審議のほど、よろしく申し上げます。

佐賀市農業委員会

佐賀市の諮問調書の説明に移ります。

農地法第4条関係は1件、そのうち2,000㎡以上は今回ありません。第5条関係は9件、そのうち2,000㎡以上は1件。合計で10件の諮問をお願いしています。

2,000㎡以上の案件を説明します。

農地法第5条関係の〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用についてですが、申請地は住宅の用・事業の用に供する施設、公共施設・公益的施設が連たんしている区域にある農地であることから第3種農地と判断され、許可し得ると判断されます。

2,000㎡未満の申請も併せて審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

第4条関係23件、第5条関係57件の諮問のうち2,000㎡以上の案件について説明がありました。

ここで、2,000㎡以上の9案件について、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議 長	始めに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇会議員	太陽光発電設備への転用の場合、全く以て農地を潰して転用するのでしょうか。
県農山漁村課	転用でありますので、潰して転用します。 なお、第2種・第3種農地の場合は転用許可出来ませんが、第1種農地に関しては、一時転用となります。
〇〇会議員	賃借料は104千円/10aと低価格ですが、転用することで雑種地となることと思いますが、固定資産税との兼ね合いはいかがでしょうか。
〇〇会議員 (〇〇農委会長)	農業委員会は固定資産税までは関わらないので、わかりかねます。
議 長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
会議員一同	(異議なし)
議 長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会議員一同	(異議なし)
議 長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議 長	次に、現地調査を行いました、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (異議なし)

議 長 それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (異議なし)

議 長 それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、現地調査を行いました、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (異議なし)

議 長 それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇会 議 員 里道とはどのようなものですか。

県農山漁村課 昔で言う国有地であり、現在は市町村管理の公衆用道路のことを指します。

〇〇会 議 員 太陽光発電設備を設ける際、雨水排水方法に決まりはないのですか。

県農山漁村課 周囲に迷惑を掛けなければ、ということで特段決まりはないです。

議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
会	議員一同	(異議なし)
議	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会	議員一同	(異議なし)
議	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会	議員一同	(異議なし)
議	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇	会議員	調書の参考事項に「賃借料」とあり、権利の種別は「賃借権」となっていますが、人名の記入欄に「譲渡人・譲受人」となっています。どちらが正しいのですか。
佐賀市	農業委員会	「貸付人・借受人」が正しい表記です。訂正をお願いします。
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
会	議員一同	(異議なし)

議 長	<p>それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会会長に答申いたします。</p>
議 長	<p>最後に、2,000㎡未満の案件については、一括してご意見等をお伺いいたします。 ご意見・ご質問等ないでしょうか。</p>
会 議 員 一 同	<p>(意見・質問・異議なし)</p>
議 長	<p>2,000㎡未満の案件につきましては、別段ご意見等もないようでございますので、先ほどご決定いただきました2,000㎡以上の案件と合わせ、本日諮問された農地法第4条関係22件及び第5条関係48件、合わせて70件について知事に、農地法第4条関係1件及び第5条関係9件、合わせて10件について佐賀市農業委員会会長に、許可を相当として答申いたします。 以上をもって、議事を終了いたします。</p> <p>< 議 事 終 了 ></p>
事 務 局 長	<p>ありがとうございます。 それでは、報告事項に入ります。 農業委員表彰規定および農地の中間的管理機構、「人・農地プラン」について、それぞれご連絡いたします。</p>
事 務 局	<p>(それぞれ説明)</p>
事 務 局 長	<p>以上をもちまして、常任会議員会議を終了いたします。</p>

1 4 時 4 0 分